

令和5年11月14日
一部改正令和5年12月13日
果樹・茶グループ

茶業関係者×農林水産省「茶育」プロジェクトにおける急須の配布応募要領

第1 趣旨

農林水産省は、茶の消費量が長期的に減少する中、子どもの頃から茶に親しむ習慣を育むために、お茶の食育「茶育」に取り組む茶業関係者とその内容等を学校関係者に共有することでマッチングを図る「茶業関係者×農林水産省『茶育』プロジェクト」（以下「茶育プロジェクト」という。）を実施しています。

今般、茶育プロジェクトに参加している株式会社伊藤園から、本プロジェクトを通じて茶育に取り組んだ小中学校に対する急須の提供の申し出があったことから、この急須の配布を希望する小中学校を募集します。

第2 応募について

（1）応募要件等

①応募対象者

- ・茶育プロジェクトへ参加している茶業関係者が提供している茶育（※1）に取り組んだ、または、これから取り組むことが確実な（※2）小中学校（※3）
- ・応募は、以下②の期間に取り組んだ茶育が複数回であっても、1回まででお願いします。

②茶育に取り組んだ（または取り組むことを予定している）時期

令和5年3月20日～~~令和6年1月31日~~ 令和6年4月30日

③その他

~~急須の送料は応募者負担とします。急須の送料について応募者負はございません。~~

上記※1の取組については、農林水産省ホームページから確認可能です。

(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/cha/attach/pdf/ocha-18.pdf>)

また、※2は、茶育提供事業者との間で実施時期その他の条件について合意されていることが必要であり、~~令和6年1月31日~~ 令和6年4月30日までの間に実施されることが確実な場合に限らせていただきます。

※3 特別支援学校については、小学部及び中学部に加え高等部も含むものとします。

（2）急須の上限数について

急須は、全体で1,000個配布する予定です。

限られた急須を可能な限り多くの小中学校に、かつ幅広い地域に配布するため、応募ごとに上限数を20個とします。

上限数より少ない数で応募があった場合は、その数を配布数とします。

（3）応募期間

令和5年11月14日（火）～~~令和5年12月28日（木）~~ 令和6年2月29日（木）

（４）応募先

急須の配布を希望する小中学校担当者は、応募様式に必要事項を記入の上、以下のメールアドレスにお送りください。

【送付先】

農林水産省農産局果樹・茶グループ

メールアドレス：nihoncha_kurashi@maff.go.jp

電話：03-6744-2194（直通）

第３ 配布先の選定について

急須の配布先の選定は、応募期間終了後、別紙の方法に沿って行います。

応募多数の場合、配布対象とならない可能性あるいは要望数の急須が提供できない可能性がありますので、予め御了承ください。

なお、応募者が応募要件に合致しているか農林水産省で確認した上で急須を配布いたします。

第４ その他

- ① 農林水産省は、小中学校からいただいた応募に係る情報を本件のみに使用します。
- ② 農林水産省は、今回応募について、確認したい事項等あれば、応募者へ問い合わせることがございます。
- ③ 本取組の成果を広く情報発信し、茶育の更なる普及・拡大につなげるため、農林水産省または急須提供元の株式会社伊藤園から、急須配布先の各学校に対して、茶育の実施結果（日時、場所、人数、内容、写真、生徒の感想等）を問い合わせることがありますので、予め御了承ください。なお、茶育の実施結果の整理・公表にあたっては、プライバシー保護等の観点から個別に調整させていただきます。

問合せ先

農林水産省農産局果樹・茶グループ

メールアドレス：nihoncha_kurashi@maff.go.jp

電話：03-6744-2194（直通）

(別紙)

急須の配布先の選定方法について

要望数が配布可能数を超えた場合、可能な限り多くの地域に配ることを目的とし、以下の考え方にに基づき配布先を選定するものとします。

- ① 都道府県ごとに、応募要領第2の(1)の②の時期において、茶育に取り組むことが初めての小中学校を優先的に並べ、次に、急須の要望数が小さい順（数が同じ場合は、応募が早かった学校を優先的に）に並べた名簿を作成し、都道府県ごとの急須の要望数の総数を算定します。
- ② ①で算定した都道府県ごとの要望数の総数を各整数で順次割り算して得た全ての数値のうち、最も大きい数値準に順位付けを行います。
- ③ ②の順位付けに従い、都道府県ごとの配布先の順番を決定します。
- ④ 同じ順位付けとなった場合は、都道府県ごとの要望数の総数の少ないところから順に配布します。

以下例では、55番目までは要望数どおり配布可能であり、57番目については、都道府県ごとの要望数の少ないところから順に配布します。

【例】

	〇〇県	■ ■ 県	△△都	××府	▲▲県	★★県	◇◇県	◆◆県	合計
÷1	20 325 [1]	20 315 [2]	20 195 [3]	20 160 [5]	10 150 [7]	20 40 [26]	20 30 [37]	20 25 [45]	-
÷2	20 163 [4]	10 158 [6]	20 98 [10]	20 80 [12]	15 75 [14]	20 20 [57]	10 15 [68]	5 13 [69]	-
÷3	10 108 [8]	10 105 [9]	10 65 [15]	20 53 [19]	15 50 [21]				-
÷4	10 81 [11]	15 79 [13]	10 49 [22]	20 40 [26]	15 38 [30]				-
÷5	10 65 [15]	20 63 [17]	15 39 [28]	20 32 [35]	15 30 [37]				-
÷6	15 54 [18]	20 53 [19]	20 33 [33]	20 27 [42]	20 25 [45]				-
÷7	20 46 [23]	20 45 [24]	20 28 [41]	20 23 [50]	20 21 [55]				-
÷8	20 41 [25]	20 39 [28]	20 24 [48]	20 20 [57]	20 19 [62]				-
÷9	20 36 [31]	20 35 [32]	20 22 [53]		20 17 [67]				-
÷10	20 33 [33]	20 32 [35]	20 20 [57]						-
÷11	20 30 [37]	20 29 [40]	20 18 [65]						-
÷12	20 27 [42]	20 26 [44]							-
÷13	20 25 [45]	20 24 [48]							-
÷14	20 23 [50]	20 23 [50]							-
÷15	20 22 [53]	20 21 [55]							-
÷16	20 20 [57]	20 20 [57]							-
÷17	20 19 [62]	20 19 [62]							-
÷18	20 18 [65]								-
要望数の総数	325	315	195	160	150	40	30	25	1,240
配布できた	265	275	155	155	110	40	20	20	1,000

※都道府県ごとに、左の枠から①応募ごとの要望数、②要望数の総数を各整数で割り算して得た数、③順位付け

要望数どおり配布
配布できなかったところ
残数に応じた配布